

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則（第一条―第二条の二）
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得（第三条―第九条の九）
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例（第十条―第十九条）
第二款	準備金（第二十条・第二十一条）
第三款	鉱業所得の課税の特例（第二十二条―第二十四条）
第四款	農業所得の課税の特例（第二十四条の二―第二十五条）
第五款	その他の特例（第二十五条の二―第二十八条の四）
第三節	給与所得及び退職所得等（第二十九条―第二十九条の四）
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）
第二款	長期譲渡所得の課税の特例（第三十一条―第三十一条の四）
第三款	短期譲渡所得の課税の特例（第三十二条）
第四款	収用等の場合の譲渡所得の特別控除等（第三十三条―第三十三条の六）
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除（第三十四条―第三十四条の三）
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）
第六款の二	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二・第三十五条の三）
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例（第三十六条）
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第三十六条の二―第三十六条の五）
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条―第三十七条の九）
第九款	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七条の十―第三十八条）
第十款	その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）
第四節の二	内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上
第四節の二	同上

十条の三の四)

第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例(第四十条の四―第四十条の六)

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(第四十条の七―第四十条の九)

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第四十一条―第四十一条の三の二)

第六節 その他の特例(第四十一条の三―第四十二条の三)

第三章 法人税法の特例
第一節 中小企業者等の法人税率の特例(第四十二条の三の二)

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二条の四―第五十四条)

第二節 準備金等(第五十五条―第五十七条の九)

第三節 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条)

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第五十九条の二)

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(第六十一条の二)

第四節 認定農地所有適格法人の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条・第六十二条の二)

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第六十二条の三・第六十三条)

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例(第六十四条―第六十五条の二)

第二款 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除(第六十五条の三―第六十五条の五)

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除(第六十五条の五の二)

第四節の三 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第四節の二 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）

第六節の二 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（第六十六条の二の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四―第六十六条の五）

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十六条の五の二）
・第六十六条の五の三）

第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の六）

第三款 同上

第四款 同上

第六節の二 同上

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第一款 同上

第二款 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一―第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の

課税の特例（第六十八条の六十三の二）

第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例（第六

十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第
六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八

条の六十八・第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十―第六十八
条の七十三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六
十八条の七十四―第六十八条の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六
十八条の七十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の
七十八―第六十八条の八十五）

第二十節 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡
に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の
八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第
六十八条の八十八・第六十八条の八十八の二）

第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特
例（第六十八条の八十九）

第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十八
条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）

第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十
八条の九十一―第六十八条の九十三）

- 第四章 相続税法の特例（第六十九条―第七十条の十三）
- 第四章の二 地価税法の特例（第七十一条―第七十一条の十七）
- 第五章 登録免許税法の特例（第七十二条―第八十四条の七）
- 第六章 消費税法等の特例
 - 第一節 消費税法の特例（第八十五条―第八十六条の六）
 - 第二節 酒税法の特例（第八十七条―第八十七条の八）
 - 第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条―第八十八条の四）
 - 第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八条の五―第九十条の三）
 - 第三節の二 石油石炭税法の特例
 - 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）
 - 第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）
 - 第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八―第九十条の九）
 - 第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十―第九十条の十五）
 - 第三節の五 国際観光旅客税法の特例（第九十条の十六）
 - 第四節 印紙税法の特例（第九十一条―第九十二条）
 - 第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条―第九十六条）
 - 第八章 雑則（第九十七条・第九十八条）
- 附則

（用語の意義）

第二条 省 略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十の三 省 略

十の四 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四―第六十八条の百十二）

- 第四章 同 上
- 第四章の二 同 上
- 第五章 同 上
- 第六章 同 上
- 第一節 同 上
- 第二節 同 上
- 第二節の二 同 上
- 第三節 同 上
- 第三節の二 同 上
- 第三節の二 同 上
- 第一款 同 上
- 第二款 同 上
- 第三節の三 同 上
- 第三節の四 同 上
- 第三節の五 同 上
- 第四節 同 上
- 第七章 同 上
- 第八章 同 上
- 附則

（用語の意義）

第二条 同 上

2 同 上

一 十の三 同 上

十の四 連結親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

十の五 通算子法人 法人税法第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

十の六 通算法人 法人税法第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。

十の七 通算完全支配関係 法人税法第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十一 十七の二 省 略

十八 省 略

十九 省 略

二十 省 略

二十一 省 略

二十二 省 略

二十三 省 略

二十四 省 略

二十五 省 略

二十六 省 略

二十七 省 略

二十八 青色申告書 法人税法第二十三条第三十六号に規定する青色申告書をいう。

十の五 連結子法人 法人税法第十二号の七に規定する連結子法人をいう。

十の六 連結法人 法人税法第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。

十の七 連結完全支配関係 法人税法第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

十一 十七の二 同 上

十八 同 上

十九 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

二十 同 上

二十の二 連結利益積立金額 法人税法第十八号の二に規定する連結利益積立金額をいう。

二十一 連結個別利益積立金額 法人税法第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額をいう。

二十二 連結所得 法人税法第十八号の四に規定する連結所得をいう。

二十二の二 同 上

二十二の三 連結欠損金額 法人税法第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。

二十三 同 上

二十四 同 上

二十五 同 上

二十六 同 上

二十六の二 同 上

二十七 同 上

二十七の二 連結確定申告書等 法人税法第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。

二十八 青色申告書 法人税法第二十七条に規定する青色申告書をいう。

二十九、三十一 省 略
3・4 省 略

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 省 略

2 省 略

3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。

4 省 略

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 省 略

2・4 省 略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・8 省 略

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 省 略

2 省 略

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用

二十九、三十一 同 上
3・4 同 上

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 同 上

2 同 上

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。

4 同 上

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 同 上

2・4 同 上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・8 同 上

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 同 上

2 同 上

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用

については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4・13 省 略

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の三 省 略

2・4 省 略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外投資信託等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八条の三第二項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）」に規定する国外投資信託等の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 省 略

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 省 略

2・3 省 略

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の二第一項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）」に規定

については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4・13 同 上

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の三 同 上

2・4 同 上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外投資信託等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八条の三第二項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）」に規定する国外投資信託等の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 同 上

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 同 上

2・3 同 上

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の二第一項（国外で発行された株式の配当所得

する国外株式の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5・6 省 略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 省 略

2・6 省 略

7 第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が第一項に規定する内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該内国法人にあつては、法人税法第六十八条第一項中「を除く」とあるのは「(租税特別措置法第九条の三の二第三項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額(以下「上場株式配当等控除額」という。))のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額(以下「調整対象外国税相当額」という。))を除く。」を除くものとし、当該内国法人が交付を受ける租税特別措置法第九条の三の二第二項に規定する上場株式等の配当等(以下「上場株式等の配当等」という。))に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加える」と、同法第六十九条の二第二項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」とし、当該外国法人にあつては、同法第四百四十四条中「第六十八条」とあるのは「租税特別措置法第九条の三の二第七項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により読み替えて適用する第六十八条」と、「第六十八条第一項」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する第六十八条第一項」と、「除く」とあるのは「除くもの」と、「(同法」とあるのは「(所得税法」と、同法第四百四十四条の二の二第二項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「ものの支払」とあるのは「ものの支払又は交付」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」とする。

の源泉徴収等の特例)に規定する国外株式の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5・6 同 上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 同 上

2・6 同 上

7 第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が第一項に規定する内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該内国法人にあつては、法人税法第六十八条第一項中「を除く」とあるのは「(租税特別措置法第九条の三の二第三項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額(以下「上場株式配当等控除額」という。))のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額(以下「調整対象外国税相当額」という。))を除く。」を除くものとし、当該内国法人が交付を受ける租税特別措置法第九条の三の二第二項に規定する上場株式等の配当等(以下「上場株式等の配当等」という。))に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額(以下「調整対象所得税相当額」という。))を加える」と、同法第六十九条の二第二項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」と、同法第八十一条の十四第一項中「を除く」とあるのは「(調整対象外国税相当額を除く。))を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象所得税相当額を加える」と、同法第八十一条の十五の二第二項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」とし、当該外国法人にあつては、同法第四百四十四条中「第六十八条」とあるのは「租税特別措置法第九条の三の二第七項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により読み替えて適用する第六十八条」と、「第六十八条第一項」とあるのは

8・9 省略

(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例)

第九条の六 省略

2・3 省略

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項及び第四百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する利益の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七十六条第三項又は」と、「金額（）」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六第四項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額（）」とする。

5 省略

(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)

第九条の六の二 省略

2・3 省略

「同項の規定により読み替えて適用する第六十八条第一項」と、「除く」とあるのは「除くもの」と、「（同法）」とあるのは「（所得税法）」と、同法第四百四十四条の二の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「ものの支払」とあるのは「ものの支払又は交付」と、「金額（）」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（）」とする。

8・9 同上

(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例)

第九条の六 同上

2・3 同上

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第四百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する利益の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七十六条第三項又は」と、「金額（）」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六第四項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額（）」とする。

5 同上

(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)

第九条の六の二 同上

2・3 同上

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が投資法人の投資口の配当等の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該配当等に係る投資法人分配時調整外国税相当額（当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける配当等に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項及び第四百四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は投資法人の租税特別措置法第九条の六の二第三項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七十六条第三項又は」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の二第四項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額」とする。

5 省 略

（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の三 省 略

2・3 省 略

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定目的信託分配時調整外国税相当額（当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項及び第四百四条の二の二第一

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が投資法人の投資口の配当等の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該配当等に係る投資法人分配時調整外国税相当額（当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける配当等に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第四百四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は投資法人の租税特別措置法第九条の六の二第三項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七十六条第三項又は」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の二第四項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額」とする。

5 同 上

（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の三 同 上

2・3 同 上

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定目的信託分配時調整外国税相当額（当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一

一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当」と、「金額（）」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額（）」とする。

5 省 略

（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の四 省 略

2・3 省 略

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定投資信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定投資信託分配時調整外国税相当額（当該特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額（）」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の四第四項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額（）」とする。

5 省 略

（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）

項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当」と、「金額（）」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額（）」とする。

5 同 上

（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の四 同 上

2・3 同 上

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定投資信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定投資信託分配時調整外国税相当額（当該特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額（）」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の四第四項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額（）」とする。

5 同 上

（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）

第九条の七 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む

。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の七の三若しくは第七十条の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条第一項に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社以外の株式会社（以下この項において「非上場会社」という。）の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2・3 省 略

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 省 略

2・6 省 略

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一六 省 略

七 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その

第九条の七 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む

。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の七の三若しくは第七十条の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条第一項に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社以外の株式会社（以下この項において「非上場会社」という。）の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2・3 同 上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同 上

2・6 同 上

7 同 上

一六 同 上

七 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その

他の者に委託する試験研究、中小企業者（第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者をいう。）からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

八 省 略

8 11 省 略

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 省 略

2・3 省 略

4 前項後段の規定の適用を受けた公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十条第三項後段（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定による所得税（当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第一項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。）とする。」とする。

5 20 省 略

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数又は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰

他の者に委託する試験研究、中小企業者（第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者をいう。）からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

八 同 上

8 11 同 上

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 同 上

2・3 同 上

4 前項後段の規定の適用を受けた公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十条第三項後段（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定による所得税（当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第一項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。）とする。」とする。

5 20 同 上

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数又は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰

余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。

イ・ロ 省 略

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 省 略

二 省 略

三 対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）をいう。

イ・ロ 省 略

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）その事業を主として当該外国関係会社に係る前

余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 同 上

一 同 上

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 同 上

二 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。）その事業を主として当該外国関係会社に係る前

項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2) 省 略

四 七 省 略

3 12 省 略

13 法人税法第四条の二第二項及び第四条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

14 省 略

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例

第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を間接に有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、特定外国関係法人又は対象外国関係法人に該当するものが、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国関係法人又は対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。次項第三号イにおいて同じ。）を請求する権利をいう。第六

項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2) 同 上

四 七 同 上

3 12 同 上

13 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

14 同 上

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例

第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を間接に有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、特定外国関係法人又は対象外国関係法人に該当するものが、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国関係法人又は対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。次項第三号イにおいて同じ。）を請求する権利をいう。第六

項及び第八項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2
3 省 略

14 法人税法第四条の二第二項及び第四条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

15 省 略

（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）

第四十一条の九 省 略

2・3 省 略

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」とする。

5 省 略

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二 省 略

2・3 省 略

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む

項及び第八項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2
3 同 上

14 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

15 同 上

（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）

第四十一条の九 同 上

2・3 同 上

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」とする。

5 同 上

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二 同 上

2・3 同 上

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む

む。)が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者(当該取得者と当該償還を受ける者)とが異なる場合には、当該償還を受ける者)が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項(償還差益に対する分離課税等)」に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5
8 省 略

(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)

第四十一条の十二の二 省 略

2
6 省 略

7 第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)」に掲げる割引債の償還金」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

8
14 省 略

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において

む。)が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者(当該取得者と当該償還を受ける者)とが異なる場合には、当該償還を受ける者)が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項(償還差益に対する分離課税等)」に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5
8 同 上

(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)

第四十一条の十二の二 同 上

2
6 同 上

7 第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)」に掲げる割引債の償還金」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

8
14 同 上

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において

、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の当該試験研究費の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

一 三 省 略

2 前項に規定する法人（同項の規定の適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」という。）終了の時にあって法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの及び同法第十二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人を除く。）が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一 適用年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日（以下この号において「設立日」という。）から当該設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が当該他の通算法人の設立日から当該設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。）。

二 適用年度終了の時にあって国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ(2)に掲げるものに限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。以下この号において「純損失等の金額」

、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の当該試験研究費の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

一 三 同 上

2 前項に規定する法人（同項の規定の適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」という。）終了の時にあって法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの及び同法第十二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人を除く。）が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一 適用年度が当該法人の法人税法第五十七条第十一項第三号に規定する設立の日として政令で定める日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

二 適用年度終了の時にあって国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ(2)に掲げるものに限る。）があること。

という。)があること(当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度(当該法人に係る通算親法人の前項に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。)終了の日に終了する事業年度終了の時ににおいて純損失等の金額がある場合を含む。)

3 省 略

4 中小企業者(適用除外事業者に該当するもの(通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。)を除く。)又は農業協同組合等(当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。)で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)の各事業年度(第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十二に相当する金額(以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

5 省 略

8 通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人(当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。)については、第一項中「事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)」とあるのは「事業年度」と、第四項中「解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。

3 同 上

4 中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)の各事業年度(第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十二に相当する金額(以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

5 同 上